

第10回教育委員会定例会議事要録

詳細—教育部庶務課 電話03-3981-1141

附属機関又は会議体の名称	教育委員会第10回定例会	
事務局(担当課)	教育部庶務課	
開催日時	令和元年10月9日 午前9時30分	
開催場所	教育委員会室	
出席者	委員	三田 一則(教育長)、樋口 郁代(教育長職務代理者)、北川 英恵、白倉 章、藤原 孝子
	その他	教育部長、教育センター所長、庶務課長、学務課長、放課後対策課長、学校施設課長、統括指導主事2名、指導主事
	事務局	庶務課庶務グループ係長、文化財グループ係長 庶務課庶務グループ係主事
公開の可否	一部公開 傍聴人 0人	
非公開・一部公開の場合は、その理由	報告事項第7号以降は人事案件のため非公開とする。	
会議次第	第36号議案	豊島区立学校設置条例の一部を改正する条例についての立案請求(庶務課)
	第37号議案	豊島区立子どもスキップ条例の一部を改正する条例についての立案請求(庶務課)
	第38号議案	豊島区文化財の登録について(庶務課)
	協議事項第1号	朋友小学校付近の旅館業営業許可申請について(学校施設課)
	報告事項第1号	令和元年第三回定例会「一般質問」について(庶務課)
	報告事項第2号	東京文化財ウィーク2019の開催及び参加について(庶務課)
	報告事項第3号	豊島区区長部局の権限に属する事務の補助失効に関する規則の一部改正について(学務課)
	報告事項第5号	令和元年度R&Cフェスタ「おすすめの本紹介カードコンクール」審査結果について(指導課)
	報告事項第6号	豊島区立幼稚園・小学校・中学校東京2020オリンピック・パラリンピック配券割当案について(指導課)
	報告事項第7号	臨時職員の任免について(庶務課)
	報告事項第8号	幼稚園指導員の任免について(学務課)
	報告事項第9号	非常勤・臨時職員の任免について(放課後対策課)
	報告事項第10号	臨時職員の任免について(教育センター)

開催日 令和元年10月9日
開催場所 教育委員会室

事務局)

本日委員の皆様、全員おそろいでございます。傍聴希望者はありません。どうぞ宜しくお願いいたします。

三田教育長)

それでは、教育委員の皆様、おはようございます。

ただ今から第10回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の署名委員を申し上げます。北川委員、白倉委員、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

(1) 第36号議案 豊島区立学校設置条例の一部を改正する条例についての立案請求

(2) 第37号議案 豊島区立子どもスキップ条例の一部を改正する条例についての立案請求

三田教育長)

第36号、議案豊島区立学校設置条例の一部を改正する条例についての立案請求について、お願いいたします。

それから合わせて、37号議案、豊島区立子どもスキップ条例の一部を改正する条例についての立案請求、合わせて提案をさせていただきたいと思います。

庶務課長、どうぞ。

<庶務課長 資料説明>

三田教育長)

それでは、説明が終わりました。何か委員の方々からご質問やご意見等ございましたら。

白倉委員、どうぞ。

白倉委員)

今回の仮校舎が線路を挟んで向こう側へ移動ですが、踏み切りのところから、児童の安全に、安全対策を宜しくお願いしたいと思います。

三田教育長)

では、安全対策について、どんなふうに考えているのか、所管課でお願いします。学務課長、どうぞ。

学務課長)

今度、池袋第一小学校が旧文成小の方の仮校舎に移転しますので、道中に線路がございます。そこを通らなければいけません。そこは、線路は通らず、ひばりがや地下道という、地下道がございます。そこを通学路にしていく予定で考えてございます。

現在、その通学路については、下校、池袋本町小学校の方の通学路のところ、一応、学区になりますので、本町小学校の校長先生、副校長先生、それからPTAの皆様と一緒に

協議をして、通学路検討をしているところでございます。

それから、やはり見守る目も必要でございますので、それは安全指導員の配置も検討しているところでございます。

三田教育長)

まず、学務課で早く通学路の変更を指定していただいて、その説明を保護者や地域にきちんと徹底すると。したがって、前段から、そういうことを準備して行って、新年度を迎えるという、そういう体制を是非とっていく必要があると思いますね。

それから、もう一点関連で子どもスキップの帰りの時間は遅くなりますよね。そのときに、交通安全指導員の配置は、そこまできちんと加味してやるのかどうなのかということをやったり聞かれると思います。その辺はどう考えていますか。

放課後対策課長、どうぞ。

放課後対策課長)

教育長がおっしゃる通りでございますので、子どもスキップは6時まで一人で帰るということになっておりますので、それ以降はお迎えということが条件になっておりますが、ですから、6時に出発しても大丈夫なように、6時半まで、それを見守る人員がいるような形で、今考えているところでございます。

三田教育長)

例えば、踏み切りの地下道に入るまでは送り届けるとか、何か集団で帰るとか、そういうものは工夫しないと、ばらばら帰るとするのは、色々な意味で、いなくなったり、迷ったりとか、色々予想されますよね。そういうことを是非お願いしたいと思います。あと、教育委員会として、学務課だ、放課後対策課だと言っていないで、学校の方に通学はきちんと定着するまでの間、やはり子供たちに訓練というか、そういうことをきちんと徹底するようなことも、安全指導をちゃんと行ってもらうということも、是非、位置変更条例に伴って、教育委員会はそういう各課でスタンバイしているという姿をきちんと学校にもお示ししてください・宜しくお願いします。

では、この件、立案請求ということで、議決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、36号議案、37号議案については、決定したものといたします。宜しくお願いします。

(委員全員異議なし 第36号議案了承)

(委員全員異議なし 第37号議案了承)

(3) 第38号議案 豊島区文化財の登録について

三田教育長)

では、続きまして、第38号議案、豊島区文化財の登録について、お願いいたします。庶務課長、どうぞ。

<庶務課長 資料説明>

三田教育長)

説明が終わりました。何か質問、ご意見ございましたら、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、最初に私から答申文なので、少し疑問がございます。6ページの上から4行目、5行目ですか、「戦前」という言葉が使われているのが、戦前というのは死語なのかどうなのかという、今の時代に、昭和の時代だったら、戦前・戦後で比較出来ますが、令和の時代で戦前という。例えば何年代とか、昭和何年代とか、そういう表記の方が良かったのかという気もしています。戦前という概念というのは、例えば日清戦争だって、戦前・戦後になるし、日露戦争もあったし、太平洋戦争も、ということでは、戦前・戦後という言葉は、そういう戦争の前段という意味だと思います。

そのため、戦前というと、正確な年号指定ではないため、やはり西暦で書くのか、どうするかというのは、別として、何かわかりやすい表記になればというふうに思います。これはもう終わった答申文であるため、私たちが変えるわけにはいかないと思いますが、外に出すときには注釈を付けた方が良いかと。いかがでしょうか。

伊藤係長、はい。宜しく。

庶務課文化財グループ 係長)

教育長のご指摘の通りでございます。こちらの方は、今同時に教育長もご指摘いただいたように、答申書ということでいただいておりますので、この文言自体については変更出来ませんが、令和2年刊行される豊島区の文化財年報、こちらの方に答申文掲載されますので、そのときに注釈を付けるような形で補いたいというふうに思っております。

三田教育長)

是非、宜しく願いいたします。

教育委員の方々から他にございませんか。

では、せっかくの機会ですから、アトリエ村の建造物が有形文化財で指定されたというのは、非常に、私も意義あることだというふうに理解しておりますが、そのアトリエというのは、豊島区のアトリエ村と言われている、根拠というのは、アトリエを作るというのが、家屋の特徴ですよね。絵画をやっている人と彫刻をやっている人と、大きなものを作る人と小さなものを作る人で多少違いますが、大家さんが、そういう芸術家用として屋根のところはずっと吹き抜けで、大きなもの、資材を入れて、出し入れ出来るような、そういう家屋が非常に特徴的だと言われておりますが、少し詳しい考察、どんなようなことが議論されたのかということの説明をいただければありがたいと思います。

伊藤係長、どうぞ。

庶務課文化財グループ 係長)

いわゆるアトリエ村と言われている、アトリエ付の長屋の建築ですが、これについては、既に今、1軒だけしか、現存している建物は残っておりません。こちらの方は、画家の方だったので、いわゆる幅が20センチ、それから天地が2メートルぐらい、1軒ぐらいです

ね。要するに、絵しか、ここは出し入れ出来ない扉が付いておりまして、そういったところが、まず一つ特徴ということですよ。

それから、こちらは彫刻家のアトリエで住宅部分とくっついていて、アトリエ村の長屋とは、少し違う形式ですが、共通しているのは、今教育長からご指摘いただきましたように天窓が付いていて、そこから採光が出来るような形にしているところです。

もう一点、付け加えるなら、必ず北側に天窓が付いている、天窓、要するに光を入れるのであれば南側の方がいいだろうというふうなご指摘ですけど、芸術、絵画につきましても、彫刻につきましても、やはり自然光を使う場合には、やはり直射日光ではなくて、やはり南、自然の採光が必要ということで、一様に天窓を設ける場合には、北側に開けるといふところが共通しております。

本件、アトリエ、渡辺家アトリエにつきましては、やはり彫刻家のアトリエということ、非常に天井が高いということになっております。審議の中でご指摘を受けたのが、建築年代でして、一応、登録理由の2行目に書いてあります昭和8年に建てられたと考えられる。前回の諮問の方では、「建てられた」と、少し断定的に書いていましたが、「建てられたと考えられる」というふうに、少し表現を後退させております。これにつきましては、この昭和8年の根拠が納税通知書しか残っていないものですから、それは、昭和8年から税金を払い始めたという証拠にすぎなくて、それ以前に建てたかもしれないということで、少し、その辺を、前後柔らかく表現にしろということと、今後、本格的な調査が行われる場合には、名札等が出てくる可能性があるんで、そうすれば、建築年代もはっきりすると思うので、そのときには、きちんと報告書にそういったことを書くようにというふうな指示が委員の方々からございました。

三田教育長)

もう残っていないと。地名というか、いわゆる通称の地域名と建物が総体的に消滅していく方向で、という流れの中で、唯一、この保存を必要とするという、一つの歴史的な、豊島区の文化芸術発祥の地、一つの象徴であるアトリエ村、非常に貴重な文化遺産だというふうに、私どもも認識しておりますので、こうした形で答申を得たというのは、大変ありがたいと思いますし、その審議された内容をしっかりと後世に継承していかなければならないというふうに思っております。

それから、もう一つ、せっかくですから、この2番目の有形文化財の方の染井遺跡の出土物ですが、この出土物は近世のものと、それから、ここで言われている、もっと古い縄文時代のものからということで、ここまでの写真のレベルの遺物が出てきたということは、私どもも取り上げられて、証拠としてわかるのですが、この遺物をどういうふうな形にすることによって、広く区民や一般の国民の皆さんに、この染井地区というのは、こういう歴史をたどって、こういう意義があるのだと、したがって、文化財としてしっかり保存していく価値があるのだということをお伝えしていくのに、これだけではなかなかイメージ出来ないということで、またお蔵入りにされてしまうと、もっとわからなくなってしまう

ということだと思います。

その辺をどういうふうに考えていったらいいのかというのは、これからのあり方の問題ですが、やはり区民から色々な意見が寄せられているということもあるので、教育委員会としての考え方をお聞きしたいと思います。

庶務課長、どうぞ。

庶務課長)

ご指摘いただきました通りでございます。現在、文化財の活用についてということを経最大の課題として捉えております。文化財保護法が変わったことによって、地方自治体も、その活用を考えろということでございます。現在考えているところでございますが、まずは、令和2年度の文化財保護審議会の部会、下部組織を持ちまして、そこで、総体、総合的な計画を作っていきたいというふうに考えております。保存、それから整理、活用、総合的なものを専門家の方を交えて検討しながら、ある一定の方向性を決めていきたいというふうに思っています。

それと並行しまして、活用につきましては、出来ることをまずやっていくということを経優先にしたいと思っております。例えば今でも実施しておりますが、小学校や中学校に出張して行って、そちらのものを実際に見て、そして触れながら、児童・生徒たちが、その歴史を感じるというものを作り上げるなど、それから、また地域の方々には、区民ひろばなど様々な場所がございますので、広い、大きな展示物は出来ないとしても、まずは何か出来ることから始めようというふうに相談している最中でございます。

いずれにしても、その文化財の保護審議会の下部組織でもって、計画を作りながら、きちんと進めていく方向性を作りたいというような考えでございます。

三田教育長)

例えば、その15ページの写真を出したら、その斜め模様が付いているから縄文式土器ですと。かけただけでも、例えば形にすると、この一部ですということ。例えばイメージさせるような、補助的な再現図があつて、こういうものと抱き合わせで、これは貴重なもの、したがって素手でさわったり出来ないですと。だけど、色々な角度から見て、ルーペを使って拡大してみるとか、そういうことの活動をきちんと提供すると、小学校6年生や中学生の歴史の学習のときに、豊島区で、染井地区で発見されたものですというのと。一般的には、こういう土器ですと学校で教育をしているのと、郷土意識とか、あるいはインパクトの、興味関心をさせるという点で、圧倒的に授業の様子が変わってくるわけです。

したがって、やはり教育委員会の中にある組織としては、そこまでサービスを提供していくということで、1サイクルだと思っていて、今までどうしても、その最初の出だだけ、発掘のところまでとどまっていて、どんどんそれが積み重なっているという悪循環というわけではありませんが、やはり吟味されないままいるということはどうしていったらいいのかというのは、大きな課題だと思っています。

是非、保存と整理と活用ということで、とりわけ、活用部分で、もう出来ることはどんどんやるというような姿勢というのは、やはり教育委員会として、オープンにしていかないとならないのかと。

染井遺跡といっても、多分、区民の方はほとんど知らないと思います。ですから、そういうようなことも含めて、そういう文化財の保護と有効周知活用という、そういうのを是非考えていかななくてはいけない課題だということを認識しながら、これらについては、報告を了解したいと思いますが、教育委員の方々から他に何かご意見ございますか。

藤原委員、どうぞ。

藤原委員)

染井遺跡の価値がすごくわかるものだと思いますし、子供たちには、こうしたものに、実際に見て、直接色々な人のお話を聞くことで、大きなインパクトがあるふるさと学習が展開出来るのではないかというふうに思いますので、是非、学校教育に活用をお願いしたいと思います。非常に誇りに思いますよね。

三田教育長)

そうですね。また、いわゆる教材として、小中学生にはばたけとしま、副読本を作っていますよね。そういうものに、きちんと文化財が反映されていないと。副読本は全く同じものを出版社に依頼していますか。教育委員会で自主編成していますか。

統括指導主事、どうぞ。

統括指導主事)

中身に関しましては、社会科部のところで、プロジェクトチームを組んで、精査をしております。

三田教育長)

そうではなくて、きちんとそういう文化財の色々発見があったと。例えば、以前も堅穴住居が出てきたと。それで、すぐ埋め戻したが、1回公開されていますよね。そういうようなことで、文化財のやりとりが、成果が、そういうものに反映されているかどうかということかというと、古いまま、改訂、何か10年ぐらい改訂されていないのではないかと、そういった印象を私は受けていて、古臭いまま、新しい情報が全然反映されていない、つまり、どこかでパイプが詰まっている。学校の方も、もう何かそういう地元から出る、色々な史跡や文化財というものについて、非常に神経がいきわたっていないなという。特に、私自身が社会科をやってきたということもあり、何度となく、もう少しきちんとやってほしいという考え方。特にそういうふるさとの教材をしっかりと収集するというのは、役割だと思います。その辺をしっかりと行ってほしいと思います。

指導課長、どうぞ。

指導課長)

教科書が令和2年度から変わりますので、そこの中で大きく内容も見直しといたしましうか、新しい情報、それから、今求められている内容について精査をしまして、要するに、

その編集自体は先生方に入って実施していきませんが、教育委員会としての思い、みんなの思いを伝えながら編集をしていきたいというふうに思っております。

三田教育長)

庶務課長、どうぞ。

庶務課長)

今、指導課長のお話の通りでございまして、文化財グループとしましても、こういった今の状況、それから、どんなものがあるかという専門的な見地も、や情報提供をしまして、一緒になって、作っていきたいと考えております。

三田教育長)

今の指導課長のお話ですが、やはり変えるチャンスというのは、学習指導要領の改訂も、4年に1回、小改訂があつてということで、大改訂は10年に1回ですが、小改訂のときに、やはり新しい情報を反映させていくということをあわせて、副読本の委員会というのを常設化していけば、そういうことは情報収集も含めて、体系化して出来ると思うので、是非、先生方、異動があるので、豊島区のことをずっと系統的に知っている先生がどのぐらいいるのかという点で、やはりふるさと学習が上手くいっている学校とっていない学校、そういう違いをすごく感じております。ですから、やはり豊島ふるさと学習というのは、非常に重視してやってきて、大きな学びの成果とか、授業の改善の大きな成果にも繋がっているところでもあるので、是非、そういう教材の整備という視点からも、文化財をしっかりと反映出来るように、宜しくお願ひしたいと思ひます。

では、この件、審議の決定を受けたということで、登録について、決定するというところでよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第38号議案了承)

(4) 協議事項第1号 朋友小学校付近の旅館業営業許可申請について

三田教育長)

では、続きまして、協議事項に移りたいと思ひます。協議事項の第1号、朋友小学校付近の旅館業営業許可申請について、お願ひいたします。

学校施設課長、どうぞ。

<学校施設課長 資料説明>

三田教育長)

説明が終わりました。これらについて、ご意見をいただきたいと思ひます。

藤原委員、どうぞ。

藤原委員)

そうしますと、このマンションの中には、常駐する管理者がいるということですね。

三田教育長)

はい、学校施設課長。

学校施設課長)

フロントには常駐しておりませんが、2階の方には事務所機能的なところがございまして、そこには人がいる形になってございます。

三田教育長)

藤原委員、どうぞ。

藤原委員)

そうしますと、この1室を民泊と思われる、そういうふうな施設にするということは、この管理者も重々承知していて、その管理もこの人たちが任されているというふうな認識で宜しいのでしょうか。

三田教育長)

学校施設課長、どうぞ。

学校施設課長)

そうですね、今回、2階の方が鍵の受け渡しとか、そういった形の管理人に近いようなことにはなりませんので、マンション全体がということではないですが、その1室に関しては、その2階の部分が、一応管理機能を担うというような形になってございます。

三田教育長)

今のことでいうと、このマンション全体のオーナーは誰なのか。管理者は誰なのか。それで、その1室を所有している人だけの権利で、マンションの施設全体がその人の権利ではないとしたら、今のようなことも雇われている管理人がそこまでの契約がきちんと結ばれているのかとか。

それから、マンションの中では、当然、マンションの規則というのがあって、そういう営業はいけないと。ここは居住地、したがって営業する施設として使うことは、承諾しているところと、だめと決まっているところとありますよね。マンションの自治権というのがあって、それぞれ、そういうものに規制されるわけですが、そうした関係というのは、何か少し明らかではありませんけど、それは大丈夫なのかという角度から今の質問となります。

はい、どうでしょうか。学校施設課長。

学校施設課長)

私の方で確認はとれていないですが、今回、池袋保健所の方に申請が出されておりますので、当然、そういった部分については、クリアになっているものとして、申請が出されているものと理解しております。

三田教育長)

やはり、我々も意見を付けるからには責任があるので、それは、必ず確認をとって、是非お願いします。

他にどうでしょうか。

白倉委員、どうぞ。

白倉委員)

お尋ねしますが、このマンションは築何年ぐらいでしょうか。

それから、何部屋ぐらいあるのですか。わかる範囲でそれだけ教えてください。

三田教育長)

はい、学校施設課長。

学校施設課長)

築年数まではわかりませんが、外観から見ると、もう30年以上たっているようにお見受けいたします。

部屋数につきましては何部屋があるかということは資料にはないのでわかりませんが、各フロアには大体2、3部屋がありまして、9階建てでございますので30室ぐらいはあるかと。

三田教育長)

白倉委員、異議はなしですか。

白倉委員)

要するに、築年数が大分経過していて、マンションが空き室になると、こういうことになってくると思います。要するに、この701号室が上手くいくと、空いたときに、みんなこういうふうに、このマンション自体がどんどん変わっていくことになっていくのではないかと考えております。

三田教育長)

何か、それに関する情報はありますか。

学校施設課長。

学校施設課長)

今回、民泊の法律の改正、法改正によって、民泊が認められてというところに伴って、申請が出てきたものということになりますので、今回は、こういった形での申請がこの施設の中では、他には出てきてございませんので、今回と同じような施設で活用するということは、まだ出てきてないのではないかと考えています。しかし、今白倉委員ご指摘の通り、もし上手くいくと、また続けて、こういった形での申請が出てくる可能性もあるのかというふうには思います。

三田教育長)

教育委員会としては、保健所からの照会事項なので、それについての意見を付けるということですが、ここの文章に書いてあるように、昨日もちょうど朋友小学校の子供たちと南池袋小学校の子供たちが例の東池袋での交通事故の慰霊碑を建立するということについての寄付金を自分たちで、インターナショナルセーフスクールをやっている学校として、呼びかけて、悲惨な交通事故が起きないようにということで、高野区長と私に10万以上の義援金を子供たちが集めたお金を届けてくれました。

高野区長からも、そういう気持ちを大事にしてほしいということと、それから、私ども

も、やはりそういう呼びかけの言葉に込められた魂がみんなの中に響いて、こうやって良い方向に動いてくれたという、とてもインターナショナルセーフスクールの成果としても、ありがたいと、よく頑張りましたということで、私からも子供たちにそういうお話をさせてもらいました。

その学校なわけですね、これは。ですから、学校を挙げて、そういう内外のことに、安全について、大変な心を砕いて、子供たちが活動している、そういう中でのことですから、民泊をやるのが悪いとかということじゃなくて、やるからには、きちんと責任を持って、地域の一員として、そういう子供たちの安全・安心も確保出来るように、ここに書かれていることをしっかり守ってもらいたいということを厳しく、私は保健所の方に意見を教育委員会として付けて出してもらいたいと、そういうふうに思いますが、他に委員のからいかがでしょうか。

北川委員、どうぞ。

北川委員)

やはり、昨今、こういう形式の旅館業となるお部屋、物件が増えてきました。どうしても池袋という大きなターミナル駅を抱えている関係上、豊島区としては、これから、次々に増えていくということが想像されます。

また、学校から指定の距離よりも、もう少し離れたところにあるというのは、何件も、私も把握しております。やはり、子供たちの安全第一ということで保健所の方にも色々と文書として、提出するのですが、学校や地域の方にも見守る目というものを、いま一度、意識していただければと思っております。宜しく願いいたします。

三田教育長)

今のような意見も是非添えて、この文書に加筆するところがあるかどうかも含めて、是非、検討して、お出しいただきたいと思えます。

では、この件、これで許可をするということで、よろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 協議事項第1号了承)

(5) 報告事項第1号 令和元年第三回定例会「一般質問」について

三田教育長)

それでは、続きまして、報告事項に参りたいと思えます。報告事項の第1号、令和元年第三回定例会の「一般質問」について、お願いいたします。

庶務課長、どうぞ。

<庶務課長 資料説明>

三田教育長)

説明が終わりましたが、何か質問等ございますか。

これは、公式な私どもの答弁になりますので、こういう考え方で対応をさせていただいたということでのご理解をいただければと思えます。ご意見がありましたら、また、ここ

でいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

どうぞ、藤原委員。

藤原委員)

最後の不登校対策についてのところで、教育センター所長のところで、「文部科学省が示す配置基準を」というところがありますが、この他は、どういった基準を示していますか。

三田教育長)

センター所長、どうぞ。

教育センター所長)

令和元年度の4月から一応目標値ということで、中学校区に1名ずつスクールソーシャルワーカーを配置という基準が一応出されております。現在、本区は係長1名常勤で、3名の非常勤の4名体制で行っておりますが、是非、そこを目指していきたいというふうに思っています。少しずつ改善を図っていきたくて考えております。

では、また、もとに戻したいと思いますが、この件、報告はよろしいでしょうか。

では、以上で、この件終了させていただきます。

(委員全員異議なし 報告事項第1号了承)

(6) 報告事項第2号 東京文化財ウィーク2019の開催及び参加について

三田教育長)

それでは、続きまして、報告事項の第2号、東京文化財ウィーク2019の開催及び参加について、お願いいたします。

庶務課長、どうぞ。

<庶務課長 資料説明>

三田教育長)

報告が終わりました。これらについて、何か質問、意見ございましたら、お願いをします。

北川委員、どうぞ。

北川委員)

1点、質問ですが、例えば中学生ですと、都内巡りをする際に、どこへ行こうかという計画を立てると思いますが、その際、こういう通年公開ガイドとかで、是非参考にさせていただければ、より東京都や豊島区の魅力が伝わるのではないかと思います。学校では、こういうところも参考にしたりしていますか。

今ですと、単にインターネットで調べてということがあるかと思いますが、こういうものも手元に、子供たちの元に届くと、とても有効活用が出来ると思いますが、いかがでしょうか。

三田教育長)

指導課長、どうぞ。

指導課長)

まさに、ご意見の通りでございまして、学校、特に中学校は都内巡りというのを3年生の修学旅行に向けてというところも踏まえて、自分たちで巡るということを行っている状況です。

学校によって、様々な資料を使っていますけれども、どちらかというと学校はインターネットを使うよりも、やはり紙媒体の資料をしっかりと使って調べるといことも、特に1年生、2年生には、しっかりと取り組ませながら、一方でタブレット等を使うということも、あわせて実施しているところです。

しっかり、情報提供を学校にして、こういうのを有効活用するよということとは、指導はしてまいりたいと思っております。

三田教育長)

是非、宜しくお願ひしたいと思ひます。他にありますか。

私も所見を申し上げますと、やはり活用されて何ぼの世界ですよ。ただ、保存して、眠って、保存だけ一生懸命しても、やはり人々の目にどれだけ触れたかというのが、教科の勉強に繋がると思ひます。

特に東京都というのは、関東大震災や東京大空襲で、大事な江戸からずっと伝わってきたものを失っております。ですから、今残っているものは、本当に希少価値がある。

多分、東京全体に対する愛着度というのは一番低いのではないかと思ひます。それは、色々な地方からやってきて、実はコミュニティを形成してきたという時代の流れといふか、人の流れと時代の流れといふのがあって、やはり東京の文化財といふのは、そういう希少価値が極めて高い。特に、その時代の変革期である江戸から明治にかけての文化財が消えてしまっている。

それで、残ったものも、東京大空襲で消失してしまっているといふ。やはり、どういふまちを作っていくかといふことと関係もあって、文化財と非常に関わりがあるところだと思ひます。是非、豊島区もその中に、一角に入っている重要文化財の指定されているものが入っているといふことを、少なくとも我がふるさとのことも含めて東京のことを、目を向けられるよな子供になってほしいと思ひます。今回、企画展示も小学生も中学生も手にとって、出来るものだと。ところが、こういうものが、配布物が子供対象ではない。したがって、子供にいきわたる数が来ないわけですよ。そういうのをもう少し、何か少なくとも、学校の先生もほとんど手にしないぐらいかと思ひますね。

ですから、ふるさと学習は、どこかでせき止められちゃっていて、それが行き場がないといふ現状を何とか改善してほしいなといふふうに入ひます。

何か増刷注文とかは出来ますか。例えば、豊島区で子供たちに配りたいので、豊島区には余分にくださいとか、どうですか。

文化財グループ係長)

多少は増刷といふか、足りなくなったから送る。欲しいといふことで、100部単位で

幾つか送ってもらった経緯もありますけれども、子供たち全員に配るわけにも、部数が多いですから、やはり、学校、出来て学級数とかという、多分そういう世界になってくるといふふうに思います。

三田教育長)

例えば、今の時代ですから、こういうものがデジタル化されて、何か広報されるような方法というのはとられているのでしょうか。であれば、学校で、そうすると活用の仕方が変わると思います。いかがでしょう。

庶務課文化財グループ伊藤係長)

余り解像度は良くありませんが、一応、全部東京都の教育委員会のホームページで、PDFでご覧になれるようになっております。

三田教育長)

是非、そういう紹介などは、やはり教育委員会として学校へお知らせして、有効活用してもらえればと思います。せっかくタブレットが普及しているのに使わない手はないと思うので、是非、宜しくご配慮いただければと思います。

では、よろしいでしょうか。

では、この件、終わりにしたいと思います。

(委員全員異議なし 報告事項第2号了承)

(7) 報告事項第3号 豊島区区長部局の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について

三田教育長)

それでは、続きまして、報告事項の第3号、豊島区区長部局の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について、お願いいたします。

学務課長、どうぞ。

<学務課長 資料説明>

三田教育長)

説明が終わりました。今の説明で、前回の提案では、その赤く書かれた新旧対照表、右側の方、事前の説明がなかったために、時期をスライドしてしまったので、私の方で専決をさせていただきました。内容については、幼稚園関係の私立の分の執行委任を区長部局から受けたので、これを方法に基づいて行いますという、その変更を私の方で、先に先決でさせていただいたという報告でございますので、ご了解いただけますか。

宜しいですか。

では、これについては、承認をするということで決定しますので、宜しくお願いします。

(委員全員異議なし 報告事項第3号了承)

(8) 報告事項第5号 令和元年度R&Cフェスタ「おススメの本紹介カードコンクール」審査結果について

三田教育長)

報告事項の第5号、令和元年度R&Cフェスタ「おすすめの本紹介カードコンクール」審査結果について、お願いいたします。

指導課長、どうぞ。

<指導課長 資料説明>

三田教育長)

今、説明が終わりました。これらについて、質問、意見をいただければと思います。

優勝者の作品もここに出ておりますが、これらについて決定して、R&Cフェスタのときに表彰するという運びになるかと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、R&Cフェスタでの色々企画について今後提案があるかと思いますが、そのときに、有効に活用していただければということと、やはり大事なことは、読書に親しむということと、言語活動を活発にしていくということが、このフェスタの大事なところだと思いますので、是非、広げるというか、関係者だけでこぢんまり終了して、毎年、それで過ぎているということのないように、色々とお願ひ出来ればと思います。

宜しくお願いいたします。

では、これについては、終了して宜しいですか。

終わらせていただきます。

(委員全員異議なし 報告事項第5号了承)

(9) 報告事項第6号 豊島区立幼稚園・小学校・中学校東京2020オリンピック・パラリンピック配券割当案について

三田教育長)

報告事項の第6号、豊島区立幼稚園・小・中学校東京2020オリンピック・パラリンピック配券割当案について、お願いいたします。

指導課長、どうぞ。

<指導課長 資料説明>

三田教育長)

報告が終わりました。何かこれらについて、意見ございますか。

藤原委員、どうぞ。

藤原委員)

そうしますと、この配券の割当案というのは、どの子供も1回は行けるような、そういう状況というふうに受け止めて宜しいでしょうか。

三田教育長)

指導課長、どうぞ。

指導課長)

藤原委員のおっしゃる通りでございます。本区におきましては、一番低い年齢は5歳というふうに都から示されていますので、5歳児、中学3年生まで1回必ず見に行けるようにということで、全員配券していただいたという状況です。

自治体によって、これは選ぶことが出来まして、例えば、少し会場に遠い西多摩の地区などの方では、小学校3年生以上を選択している地区もございますが、本区はこれまでもオリンピック・パラリンピック教育をしっかりと行ってきましたので、子供たちの良い出会いをとこのところ、5歳児からということで体制を組んでいるところです。

三田教育長)

藤原委員、どうぞ。

藤原委員)

たびたび町なかで、オリンピック・パラリンピックについて、4年に1度ではない、一生に1度だという、そういう言葉をお伺いするんですが、とても貴重な機会ですから、是非、子供たちには、観戦を楽しんでもらいたいと。そして、今を感じてほしいと思っています。先生方には、どうぞしっかり引率していただきたいと、宜しくお願いします。

三田教育長)

他にいかがでしょうか。

樋口委員、お願いします。

樋口委員)

大変なことだと思います。内容はとても素敵ですけど、交通の機関は、公共交通機関しか使ってはいけないということですし、一遍に集まるわけですから、先生方のご苦勞を考えると、既に混乱をしていらっしゃるというふうに、私は思っています。やはり安全が一番大事です。どの学校もそれを一番大事にしてくださっていると思いますので、教育委員会としても宜しくお願いしたいというふうに思います。

競技場内ではお昼も食べてはいけないということも聞いていますから、水分補給をしっかりとしていく以外ないだろうと思います。豊島区で特別に予算を組んでいただいて、ペットボトル1本でもいいからなんていうことも少し思います。皆様にお任せしますので、是非、安全だけは宜しくお願いいたします。

三田教育長)

指導課長、どうぞ。

指導課長)

様々な心配な部分が、色々な場面で出てくると思います。今、ラグビーのワールドカップが開催されておりますけれども、あの状況がテレビの報道などによると、5倍、10倍というふうに聞いています。実は、私が月1回参加させていただいております指導室課長会の中では、水分補給についてはどうするのかということをしつかりと都の教育委員会、そして、オリパラの事務局に伝えていくことが必要だということで対応しています。

また公共の交通機関を使うというところで、通常学校ですと、団体券を使って入るというようなことを学校はイメージしますが、恐らく、それも難しくなるのではないかとというようなことも予想されたりしますので、これから、日が近くなってくるごとに、色々なことが予想されますので、適宜色々なことをやってまいります。

三田教育長)

今、指導課長からあった、団体券を使えないということで、例えば電子的にPASMOみたいな、そういうものでやってもらいたいというような話も出ております。

したがって、これを実施するまでには、相当な色々な課題があってクリアしていかなければならないと思うので、是非整理をして、こういうことについては、こうしていくと、あるいは、こういうことについては、今都教委と協議中で、こういう方向で検討していきますということを、やはり担保して、説明を保護者や学校に説明していくということも、是非ご苦勞でしょうが、行ってください。やはり一番大事なのは、安全で、なおかつ子供たちの人生にとって教育的な意味があったということで、残っていくような成果を期待しているということで、大切に、これを何とか成功させていきたいと思っておりますので、宜しくお願いしたいと思います。

それから、これは指導課だけではなくて、それぞれ教育委員会組織を挙げて、子供の実情に応じた対応を豊島区として行き届いているなということを感じ取っていただけるように、それぞれの関係課でもご配慮いただければと思います。

それから、オリンピック・パラリンピックがあるために、令和2年の移動教室関係、それから区によっては夏休みを変更するという中央区など、会場地区でもあることから、交通ラッシュで車が混雑することも予想されております

したがって、夏休みが前倒しというような動きもありますけれども、豊島区として今どんなことを考えているのかということだけ、所管課で考えていることがあれば、教育委員の方々に少しお伝えしていただけたらと思います。

学務課長)

移動教室につきましては、令和2年度、オリンピック・パラリンピックがある関係で、小学校の方ですと、ちょうど山中湖、小学校4年生の山中湖の移動教室に重なっているといったところがありまして、今移動教室の検討委員会、学校長を含めて検討してきました。そういった中では山中湖については、令和2年度休止せざるを得ないのかという状況で、その代替としては、日帰り行事等、鋭意検討していくと考えているところでございます。

また、中学校の方も、一部日程が重なっているところがありますので、場所の変更等も見直し、検討しているといったところでございます。また、固まりましたら、ご報告をさせていただきますというふうに思っています。

三田教育長)

あと、蓼科と課外学習は。

学務課長)

夏休み中でございますので、秋にずらさなければいけないということを考えております。そうすると、山中湖の移動教室と重なってしまうといったところで、山中湖の方を中止と。蓼科の方を夏から秋にするということで、今、案として出ているところでございます。

三田教育長)

要は、バスがチャーター出来ないということですね。バス会社は、みんなオリンピック関係に押さえられてしまうので、実施したくても、現地も大丈夫だけれども、そういう事情があるので時期を移動して行くと。4年生については、少し山中湖の実習は厳しいということから代替え措置を今検討しておりますので、はっきりしましたときに、また報告を申し上げたいと思います。出来るだけ早い時期にオープンにして、保護者にも不安を与えないように、色々宿泊行事についての意義や期待もあることから、子供たちをがっかりさせないでいきたいという気持ちを持ちながら、実情に応じて、変更していくということで、令和2年度やっていくことを考えていますので、宜しくお願ひしたいと思います。

北川委員)

では、まず資料の左上に時限秘となっておりますが、これはいつまでなのかということの確認と。あと夏の時期ですと、例えば中学3年生ですと、受験のために夏期講習などの色々予定があると思います。授業日として扱うということになっているのですが、そうすると、これは任意の参加ではなくて、一つ授業に参加する形になる場合は、早目に予定を知りたいのではないかとは思いますが、いつぐらいに、保護者、子供向けに正式に発表される予定なのか。それを教えてください。

指導課長)

時限秘というふうに、今回扱わせていただいた後の暫定版ということなので、お願ひしたいということです。これは都の方から見込みということでは言われていますが、12月ごろには確定という形で、この状態は、ほぼ確定という形で出来ると思いますので、確定という形で来た際には、各ご家庭の方に渡すような形で各教育委員会が学校へ、学校から子供、家庭へということで、共通の通知等を用意しまして、このような形で行っていきたいと思っております。

時限秘とさせていただきますのは、先生方の引率もあり、子供たちも、この日のためにというよりは、これまでオリンピック・パラリンピック競技をしっかりと勉強してきましたので、ある意味、その集大成というところでしっかりと授業として学ばせたいという視点から、授業でというふうにさせていただきます。

ただ、この時期の観戦になりますので、子供の体調であるとか、状況に応じては難しいという方は欠席していただいても、それは構わないということになりますので、最終的には、学校が観戦に当たっての周知をする中で、欠席ということになったときには、そこを尊重したいというふうにさせていただきます。

先程の校外学習の日程調整のことについて、ご説明がりましたが、この時期、部活動の大会等も例年入っております。これは豊島区だけのことでは出来ませんで、東京都の中学校体育連盟でありますとか、吹奏楽連盟の方で、このオリンピック・パラリンピックの開催日を踏まえての単純に、夏の大会、新人大会を飛ばすとか、そういうことではなくて、令和2年度の大会の要綱というのを、今作成している状況でございますので、十分子供たちが、部活があるから行けないとか、そういうことのないように東京都全体で調整をして

いるというふうに、私どもの方では聞いていますので、そこも踏まえて、多くの子供たちが参加出来るように進めてまいります。

三田教育長)

全体的にはよくわかりましたが、ただ受験を間近にしている中3の配慮というのは、機械的にいかないのではないかと思います。何か強制とされることなく、その子供の自己実現が図られるような配慮というのを問われるようなことになるとと思いますので、柔軟性をもって、対応していただければと思います。

それから、引率する教員についても、色々な状況が想像出来ると思っています。

ですから、一定のルールというか、校内でやっていけるように校長先生方にも対応も宜しくお願ひしたいというふうに思います。

では、他にありますか。宜しいですか。

では、この件は報告ということで、今後、確定次第、時限秘を外して、各学校に配付していくということになりますので、宜しくお願ひいたします。

では、この件、終わりにしたいと思います。

(委員全員異議なし 報告事項第6号了承)

(10) 報告事項第7号 臨時職員の任免について

三田教育長)

では、最後に、人事案件に参りたいと思います。報告事項の第7号、臨時職員の任免について、まず庶務課からお願いします。

庶務課長、どうぞ。

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 報告事項第7号了承)

(11) 報告事項第8号 幼稚園指導員の任免について

三田教育長)

では、続きまして、報告事項の第8号、幼稚園指導員の任免について、お願いします。

学務課長、どうぞ。

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 報告事項第8号了承)

(12) 報告事項第9号 非常勤・臨時職員の任免について

三田教育長)

では、続きまして、報告事項の第9号、非常勤・臨時職員の任免について、お願ひいたします。

放課後対策課長、どうぞ。

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 報告事項第9号了承)

(13) 報告事項第10号 臨時職員の任免について

三田教育長)

それでは、続きまして、報告事項の第10号、臨時職員の任免について。

はい、教育センター所長。

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 報告事項第10号了承)

三田教育長)

それでは、以上をもちまして、第10回教育委員会定例会を終了いたします。

(午前11時45分 閉会)